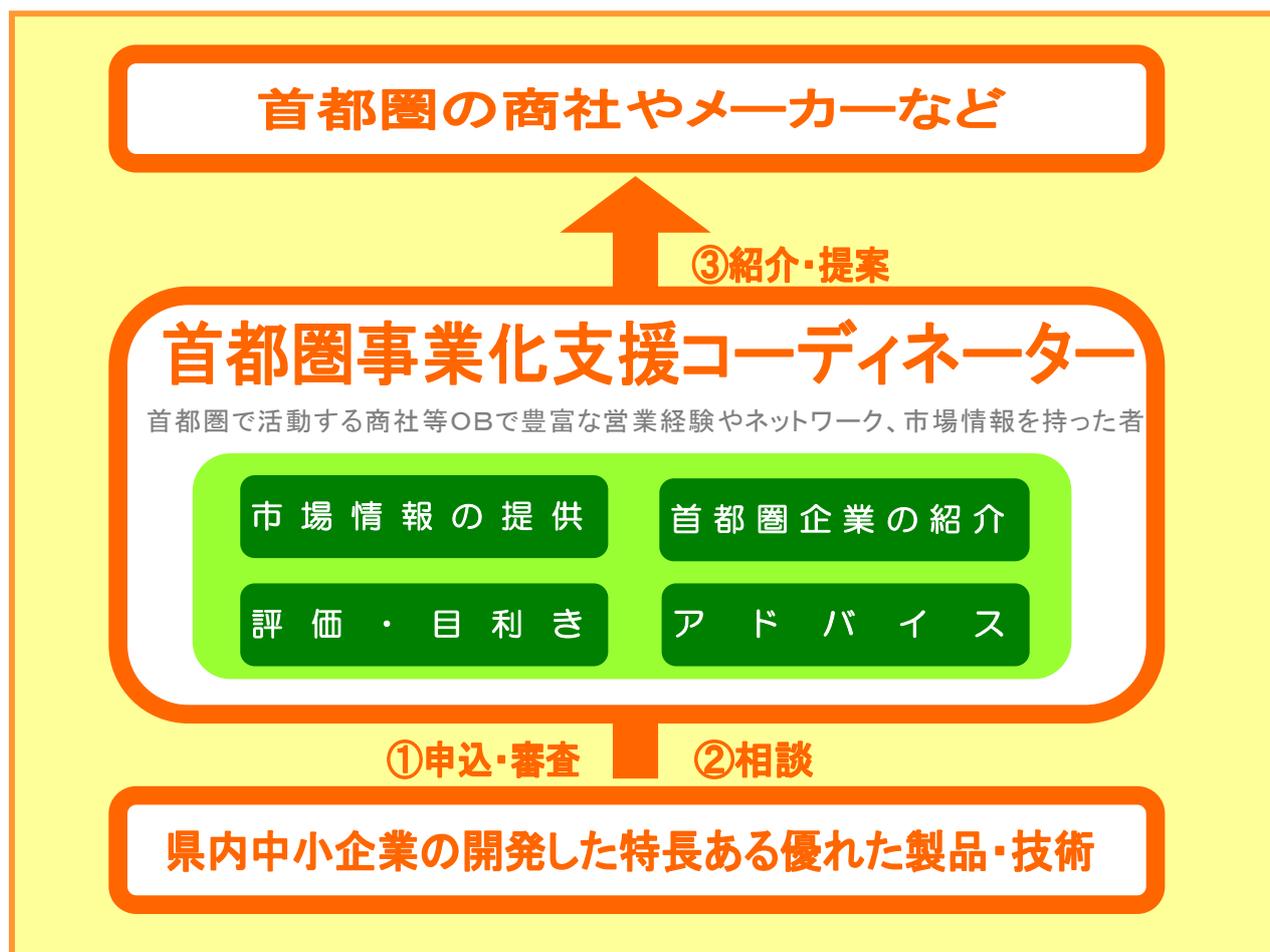


首都圏事業化支援コーディネーターが 貴社の首都圏での事業化を支援します！

当財団では、豊富な営業経験やネットワーク、市場情報を持った商社等出身の「首都圏事業化支援コーディネーター」による、県内中小企業の開発した特長ある優れた製品・技術の首都圏での事業化（評価や目利き、アドバイス、市場情報提供、首都圏企業への紹介など）を支援します。



○事業内容

県内中小企業の皆様が開発された製品・技術を首都圏事業化支援コーディネーターが首都圏での事業化を支援します。

○支援内容

申込企業には、年4回開催する相談会の案内を行います。その相談会において、首都圏事業化支援コーディネーターへの相談を行い、首都圏事業化支援コーディネーターが評価や目利き、市場情報の提供、アドバイスを行います。

その評価・目利きにより、首都圏での事業化可能性がある製品・技術と評価されれば、首都圏事業化支援コーディネーターが首都圏の企業へ紹介や提案（※）を行い、首都圏での事業化を支援します。

（※）首都圏事業化支援コーディネーターが販売代理等を行うものではありません。あくまで通常の商取引として当事者間の責任で行っていただきます。

○首都圏事業化支援コーディネーターとは？

商社等出身で豊富な営業経験やネットワーク、市場情報や幅広い分野の商品知識などを持っている者で、首都圏を中心に活動しています。

○支援対象企業

- (1) 本社や工場などの主たる所在地が山口県内にある中小企業であること
- (2) コーディネーターと共に活動するための営業体制が整っていること
- (3) 生産能力が整っていること

○支援対象製品・技術

- (1) 支援を希望する製品・技術が、自社開発もしくは共同開発製品であること
- (2) すでに完成（販売できる状態）した製品・技術
- (3) 同種類の製品・技術と比較し識別できるような特長を持つ優れた製品・技術
- (4) 本事業の審査において高い評価を受けた製品・技術

○事業の留意点

- ・首都圏事業化支援コーディネーターが販売代理等を行うものではありません。あくまで通常の商取引として当事者間の責任で行っていただきます。
- ・製品や技術の性質などによって、事業化支援を行うことが難しい場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ご利用にあたっての費用は一切いたしません。

○申込方法

首都圏事業化支援コーディネート事業による支援をご希望される方は、6月15日（金）までに申込書・申込チェック表及び必要資料を添付して問い合わせ先までご郵送ください。

申込や書類の記載についてご不明な点はお問い合わせください。

○申込み・問い合わせ先

(公財) やまぐち産業振興財団 事業活動支援部 取引振興課 濱中・佐々木
〒753-0077 山口市熊野町1-10 NPYビル10F
TEL083-922-9926 FAX083-921-2013
E-mail jigyo@ymg-ssz.jp URL <http://www.ymg-ssz.jp>